第1回「対日直接投資促進戦略」 重点事項推進ワーキング・グループ説明資料

2022年9月28日 法 務 省 出入国在留管理庁

高度外国人材の受入れ促進



出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

- 平成24年5月、経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人について、出入国在留管理上の優遇措置を実施してその受入れを促進するため、「高度人材ポイント制」を導入(在留資格「特定活動」)
- 平成26年の入管法改正により、平成27年4月から高度人材に特化した在留資格「高度専門職」を新設
- ▶ 永住許可申請に要する在留期間を見直し(5年→3年又は1年), 平成29年4月から施行

高度人材ポイント制の対象

(3つの分類)

- 高度学術研究活動
- 高度専門・技術活動
- ◎ 高度経営・管理活動

それぞれの特性に応じて、学歴、職歴、年収などの項目ごとにポイントを設け、一定点数(70点) に達した場合に優遇措置の対象とする。

在留資格「高度専門職」

- ○「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の2種類
- ○「高度専門職2号」は「高度専門職1号」で3年以上活動を行った者が対象

優遇措置の内容

高度専門職1号

- 在留期間「5年」の付与
- 複合的な在留活動の許容
- 配偶者の就労
- ▶ 親の帯同
- ▶ 永住許可要件の緩和
- 家事使用人の帯同

高度専門職2号

- 在留期間「無期限」の付与
- 就労資格のほぼ全ての活動を許容
- ♥ 配偶者の就労
- ♥ 親の帯同
- 永住許可要件の緩和
- 家事使用人の帯同

可申

共通

永住許可申請に要する在留期間

- 70点以上のポイントで高度外国人材 として認められた者について、永住許 可申請に要する在留期間を3年とする。
- 80点以上のポイントで高度外国人材 として認められた者について、永住許 可申請に要する在留期間を1年とする。

創業人材等の多様な外国人の受入れ促進

(国家戦略特別区域法 第16条の6)

規制改革の内容

特例措置前

創業のため入国するには、入国時に、

- •事業所の確保
- ・2人以上の常勤職員 又は 500万円以上の出資金等
- の要件確認が必要



特例措置

自治体が、事業計画を認めれば、入国時の要件確認を、6月間猶予



効果

外国人起業家等の受入れ促進



創業外国人材の事業所確保要件の緩和

(令和2年3月 国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業に係る在留資格の変更, 在留期間の更新のガイドライン)

規制改革の内容

特例措置前

- 創業外国人材の特例では、入国時に、 6か月以内に事業所を確保する見込み等が要件。
- ◆ 入国から6か月以内に確保が求められる事業所の対象として、コワーキングスペースやシェアオフィスは認められていない。



特例措置

一定の要件を満たせば、1年間に限り、 自治体が認定するコワーキングスペース やシェアオフィスでも事業所として認める



効果

外国人起業家等の更なる受入れの促進



外国人創業活動に関する特例について

規制改革の内容

現行

創業外国人の特例では、

- ・入国(上陸)
- ・在留資格「留学」からの在留資格の変更

をする外国人を対象としている



特例措置

外国人起業活動促進事業(経産省事業) の期間内に起業に至らなかった外国人が、 国家戦略特別区域外国人創業活動促進 事業を活用することを認める



効果

外国人起業家等の更なる受入れの促進

